

No. 2

○ 婦人関係資料第二八号

新國籍法について

労働省婦人少年局

まえがき

終戦後、新憲法が制定され、それにもとづいて他の法律が全面的に改正されたのですが、国籍法は依然そのまゝになつておりました。しかし、このたび新憲法並に、改正民法の趣旨に合せて、新しい国籍法が公布されましたので、このうち特に婦人は関係のある條文について、新、旧法を比較し、説明を加え、婦人関係資料第十八号として、刊行することになりました。

新国籍法について

国籍法案は去る第七国会に於て政府案通り可決され、五月四日法律第一四七号を、もつて公布されました。新国籍法制定の趣旨は、国会に於ける政府の法案提出説明の中で「現行国籍法は、明治三十二年の制定によるもので、その中には新憲法及び改正民法の趣旨に適合しない規定が含まれており、改正を要する條文が多数あるため、現行国籍法を廃止して新に国籍法を制定したい」と云われており、主として旧国籍法中の新憲法及び改正民法に抵触する部分を変更することにあつたのです。

以下その改正の中で個人に關するものの説明を、二連べることにします。

○国籍の得喪原因——新法では国籍を取得する原因として出生（二條）及び歸化（三條）の二つを定め、又国籍を喪失する原因については、希望による外國国籍の取得（八條）、国籍の不當離脱（九條）、及び歸化による国籍の離脱（十條）の三つをあげています。旧法では右の外に婚姻、認知、養子縁組、離縁、離婚、夫又は父死による日本国籍の喪失等の身分行為、あるいは命令關係を国籍の得喪原因としてあげていました。が、新法ではこれらは国籍の得喪には影響を及ぼさないこととされたわけですが、これは、夫婦及び親子の国籍の同一主義が親之主義に改められたこと、又男子と女子を平等に扱うことを意味するのであつて、憲法第二十四條第二項の「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、日本人の異性と同性の本質的平等に立脚して制定されなければならない」と云う規定の趣旨に適合させるものであります。

○父系血統主義——第二條（出生による国籍の取得）においては、原則として父が日本国民である場合には日本国籍を得ることができ、父が知れない場合や父が国籍をもたない場合には、母が日本人であることのために日本国籍を得ることができるとなつています。（第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百）この法案の立案中、又国会に於ける審議中に問題になり、父の国籍を決定する基準と云うだけの意味で、父自身は法律上の地位を喪失するものではありませんから、男子の平等に反することにはならないといふことになりました。又父

國の国籍法を見ても、血統主義をとつてゐる國では母系主義を原則とするものはありませんから、若し日本が父系主義を採るべき理由を平等にすると、母が日本国民で父が外國人である場合には常に他の國の國籍法と衝突することになり、旧法と同じく父系を優先させる方がよいと思つたのです。

○妻の單據歸化——旧法では妻が單據で歸化することを禁止してゐましたが、これは大體の一般主義に基いてゐたもので、そのから撤廃され今後は外國人の妻が日本に歸化したい者は夫とは關係なくできます。（旧法第八條、十一條）國人の妻は其の夫と共にするに非ざれば歸化を許すことを得ず（十二條）

○歸化の許可條件——普通外國人が日本に歸化するには、日本に五年以上引き續いて住んでいなければならぬといふ條件がありますが、夫婦の一方が日本国民である場合はこの條件が緩和されます。ところが新法第五條第一号と第六條第一号とを比較してみると、夫婦日本人の場合は、夫婦平等の原則に反しないかといふので法案の立案當時、又国会に於ける審議の際にも一応問題となつてゐます。これは家族の生活の現実に基いて區別すべきないのであつて、妻を夫より劣位にあるものとして、両者の歸化の能力に法律上の差別をつけようとするのではなひといふことです。

旧法第五條第一号では旧法第九條第一項第二号の「妻の日本人たる」と云う表現が「日本国民の夫」と改められていまふ。これは旧法では外國人の妻となつた日本人の夫は、日本人でなくなるのは原則であつたのが新法では外國人と結婚しておらずしも國籍を失わぬ日本国民であり得るために存した表現上の改正で実質的には新法規定の向に差異はありません。

新舊国籍法比較

新国籍法

一、国籍取得の原則

- 1 出生 (第三條)
- 2 帰化 (第三、四、五、六、七條)

旧国籍法

- 1 出生 (第一條第三條第四條)
- 2 略化 (第五條第五項 第六條)
- 3 婚姻 (第五條一、二、三項)
- 4 認知 (第五條三項 第六條)
- 5 養子縁組 (第五條第四項)
- 6 天による日本国籍の取得 (第三條第二項)
- 7 父または母による日本国籍の取得 (第三條第二項)
- 8 国籍の回復 (第二十五條 二十六條)

二、国籍喪失の原因

- 1 志望による外国々籍の取得 (第八條)
- 2 国籍の不担保による国籍の當然離脱 (第九條)
- 3 属出による国籍の離脱 (第十條)

- 1 同上 (第二〇條)
- 2 同上 (第二〇條の二第一項)
- 3 同上 (第二〇條の二第二、三項 第二〇條の三)
- 4 婚姻 (第一八條)
- 5 離婚または離縁 (第一九條)
- 6 夫による日本国籍の喪失 (第三條)
- 7 父または母による日本国籍の喪失 (第三條)
- 8 略化 (第二三條)

昭和二十五年五月四日法律第一四七号

明治三十二年三月十六日法律第六十六号
改正、大正五年法律第二十七号、大正十三年法律第九号、昭和二十二年法律第一九五号、法律第二一五号

新 国 籍 法 (第七回国会可決)

昭和二十五年五月四日
法律第一四七号

国籍法 (昭和二十五年七月一日より施行)

(二の法律の目的)

第一条 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。

(出生による国籍の取得)

第二条 子は、その場合には、日本国民とする。

- 一 出生の時に父が日本国民であるとき。
- 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。
- 三 父が知れない場合又は国籍を有しない場合において、母が日本国民であるとき。
- 四 日本で生れた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

(帰化)

第三条 日本国民でない者(以下「外国人」という)は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2. 略化するには、法務省長の許可を得なければならない。

第四条 法務省長は、次の条件を備える外国人をなければ、その帰化を許可することができない。

- 一 引き渡さる五年以上日本に住居を有すること。

二、二十歳以上日本国民によつて財産を有すること。
三、旅行が善良であること。
四、親との生計を営むに足りる資産又は技能があること。
五、国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失ふべきこと。
六、日本国民法施行の日以後において、日本国民法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政変その他の国家の治安を破壊し、若しくはこれに加入したことがないこと。

第五條 凡の各号の一に該当する外国人で現に日本に住所を有するものについては、法務総長は、その者が前條

第一号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

一、日本国民の夫で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの。

二、日本国民であつた者の子へ養子を除くことにより引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの。

三、日本で生れた者で引き続き三年以上日本に住所若しくは、居所を有し、又はその父若しくは母へ養子

を被る者が日本で生れたもの。

四、引き続き十年以上日本に居所を有する者。

第六條 凡の各号の一に該当する外国人については、法務総長は、その者が第四條第一号、第二号及び第四号の

条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

一、日本国民の妻。

二、日本国民の子へ養子を除くことにより日本に住所を有するもの。

三、日本国民の養子で引き続き一年以上日本に住所を有し、且つ、縁組の時、本國法により未成年であつ

たもの。

四、日本の国籍を失つた者へ日本に帰化した後日本の国籍を失つた者を除くことにより日本に住所を有するもの。

第七條 日本に特別の効力のある外国人については、法務総長は、第四條の規定にかかわらず、国会の承認を得

て、その帰化を許可することができる。

(国籍の喪失)

第八條 日本国民は、自己の意思によつて、外國の国籍を取得したときは、日本の国籍を失ふ。

第九條 外國で生れたことによつて、その國の国籍を取得した日本国民は、戸籍法(昭和二十二年法律第二十

四号)の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表明しなければ、その出生の時にさかのぼつ

て日本の国籍を失ふ。

第十條 外國の国籍を有する日本国民は、日本の国籍を離脱することができる。

二、国籍を離脱するには、法務総長に届け出なければならぬ。

三、国籍を離脱した者は、日本の国籍を失ふ。

(帰化及び国籍離脱の手続)

第十一條 帰化の許可の申請又は国籍離脱の届出は、帰化又は国籍の離脱をしようとする者が十五歳未満であると

きは、法定代理人が代つてする。

第十二條 法務総長は、帰化を許可したとき、又は国籍離脱の届出を受理したときは、官報にその旨を告示しなけれ

ばならぬ。

二、帰化又は国籍の離脱は、前項の告示の日から効力を生ずる。

第十三條 前二條に定めるものの外、帰化及び国籍の離脱に関する手続は、法務総長が定める。

第十四條 二、この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

三、回鑒法(明治三十二年法律第六十六号)は、終止する。

四、この法律の施行前従前の国籍法の規定によつてした帰化の許可の申請又は国籍回復の許可の申請は、二

の法律の規定によつてした帰化の許可の申請とみなす。

五、この法律の施行前従前の国籍法の規定によつてした国籍離脱の許可の申請は、この法律の規定によつて

した国籍離脱の届出とみなす。

六、この法律の施行前日本に帰化した者の子女従前の国籍法第十五條第一号の規定によつて日本の国籍を取

得たものは、第六條第四号の規定の適用については、日本に帰化した者とみなす。この法律の施行前日本国民の養子又は入夫となつた者も、また、同様である。

国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律

第一條 戸籍法（昭和二十二年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二條 歸化の届出は、告示の日から十日以内にこれをしなければならぬ。

第三條 戸籍には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 歸化をした者の原国籍
- 二 告示の年月日
- 三 配偶者があるときは、その氏名及び国籍 若し、日本の国籍を有するときは、本籍
- 四 父母の氏名及び国籍若し、日本の国籍を有するときは、本籍

第四條 國籍喪失の届出は、配偶者又は四親等内の新族が、その事實を始つた日から一箇月以内に、戸籍喪失を証すべき書面を添附して、これをしなければならぬ。

- 一 戸籍には、この事項を記載しなければならない。
- 二 國籍喪失の原因及び年月日
- 三 あらたに國籍を取得したときは、その国籍

第五條 國籍法第九條の規定によつて日本の国籍を消滅する事項を表示しようとするときは、第三十二條第一

項又は第三項に規定する出生届出義務者は、出生の日から十箇月以内は、出生の届出をしなければならない。

第六條 天災その他前項の出生届出義務者の責に帰することのできない事由によつて同項の期間内に届出をすることのできないときは、その期間内は、届出をすることゝするに等しい。

第七條 官庁又は公署がその職務上國籍を喪失した者があることを知つたときは、速滞なく本縣地の首長若しくは國籍喪失を起すべき書面を添附して、國籍喪失の報告をしなければならぬ。

第八條 報告書には、第五十三條第二項に掲げる事項を記載しなければならぬ。

第九條 罰 則

第十條 法務府設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十一條 第二條の二第一項中「第三項」の下に「第一号」を加える。

第十二條 明治三十五年第三号布告改正法律（明治三十一年法律第百二十一号）は、廃止する。

附 則

一 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

二 この法律の施行前における國籍の取得又は喪失に關しては、この法律の施行後も、なお、改正前の戸籍法を適用する。